大分県中部保健所由布保健部 TEL:097-582-0660 FAX:097-582-0691 E-mail:a12084@pref.oita.lg.jp

相談者	設置予定地	由布市
連絡先	説明者	

	住宅宿泊事業判定シート						
	※すべてに☑がつかなければ住宅宿泊事業は行えません。						
1	居住要件	(1)「現に人の生活の本拠として使用されている」 ※住民票上の住所(2)「入居者の募集が行われている」(3)「随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている」→別荘、セカンドハウス等					
		※居住している物件とはいえない新築物件、投資用に購入した物件、 民泊専用の物件では、住宅宿泊事業法に基づく民泊は実施できません。					
2	設備要件	「台所」「浴室」「便所」「洗面設備」がすべてある					
3		住宅(居宅)、長屋、共同住宅、寄宿舎 ※保養所は使用実態に応じて可能な場合あり					

旅館業判定シート ※すべてに☑がつかなければ旅館業は行えません。			
1	施設所在地	由布市都市景観推進課(097-529-7334)への問い合わせ結果 旅館業が 可能 な地域	
2	建物の用途	建築物の用途が営業予定の旅館業(旅館・ホテル・簡易宿所等) ※それ以外の場合は原則用途変更手続きが必要ですが、 建物の所在地や規模によっては、書類上の手続きは不要な場合があります。 ※詳細は大分土木事務所(097-558-2141)にお問い合わせください。	

	民泊検討シート					
	住宅宿泊事業 or 旅館業(簡易宿所)					
		住宅宿泊事業	旅館業(簡易宿所)			
1	水質汚濁防止法	届出不要	キッチン、洗濯機、浴槽がどれかひとつでもある場合、届出が必要手数料0円			
2	消防法令適合通知	由布市消防本部予防課(097-583-1320)に問い合わせ ※消火器、誘導灯等の費用要検討				
		申請利用区分は「住宅宿泊事業法」	申請利用区分は「旅館業法」			
3	建築基準法		大分土木事務所(097-558-2141) に問い合わせ 用途変更手続きが必要な場合あり 用途変更が必要な場合は費用要検討			
4	安全の措置	非常用照明器具の設置 使用可能面積の制限又は不燃化等 ※非常用照明器具の設置や不燃化等 対策費用要検討	建築基準法による規制あり 大分土木事務所(097-558-2141) に問い合わせ ※対策費用要検討			
5	住宅宿泊管理業者 への委託	届出者が法人の場合 届出者本人が宿泊時不在の場合 部屋数が6つ以上の場合、必要 ※委託費用要検討	不要			
6	緊急時対応	30分以内に到着	10分以内に到着			
7	申請·届出	民泊制度運営システムで電子申請 手数料0円	由布保健部窓口で紙申請 申請手数料22,000円			
8	宿泊日数制限	年間(4月1日正午~翌年4月1日正午)180日まで	なし			
9	宿泊実績報告	2か月に1回必要	不要			